



平成24年6月13日  
全鉄筋業第047号

(社)全国鉄筋工事業協会 会員 各位

(社) 全国鉄筋工事業協会

会長 内山

技術・教育訓練委員会

委員長 館岡



### 現場常駐の主任技術者(鉄筋工事)の資格要件について

前略、常日頃は当協会の活動に対しまして、ご協力を賜り感謝しております。

さて、標記の件につきある会員からの質問がありました。国土交通省土地・建設産業局建設業課に照会したところ、下記の回答がありました。

現場の主任技術者の資格要件は、建設業許可の資格要件と同じであり、  
技能検定における「鉄筋組立作業」及び「鉄筋施工図作成作業」の  
**両方**が必要である。

1級組立 + 1級施工図の場合	実務経験不要
1級組立 + 2級施工図の場合	鉄筋工事で3年以上の実務経験が必要
2級組立 + 2級施工図の場合	鉄筋工事で3年以上の実務経験が必要

\*等級区分が「2級」の場合は鉄筋工事で3年以上の実務経験が必要

いずれにしても、「鉄筋組立作業」+「鉄筋施工図作成作業」の両方が必要。

なお、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(躯体)保持者については、現場常駐の主任技術者の資格要件はそのまま満たします。

各現場で作成・保管する「施工体制台帳」については、運用に厳格さが要求されていることはご承知のことと思います。そこに記入される主任技術者の資格要件についても、默認されているだけであり、ひとたび何かの事件に会えば、その責任は我々に直接課せられます。正直申し上げれば、今からでも遅くありません、上記の体制を組合の目標として確認、準備をお願いいたします。